

熊野川流域景観計画 変更案

第4章(一部抜粋)

※赤字部分が、今回変更（追記等）
しようとする部分です。

平成28年6月

三重県

(2) 届出対象行為

熊野川流域景観計画区域内において、次に掲げる行為を行おうとする場合は、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

行為の区分	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号に定める行為)	すべての行為
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号に定める行為) ① 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(②に掲げるものを除く。) ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ⑥ 擁壁、さく又は塀 ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑪ 太陽光発電施設(土地又は水上に設置するものに限る。) ⑫ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	すべての行為
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号に定める行為)	すべての行為
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為